平成２２年（フ）第７７号
島根県邑智郡美郷町浜原159番地５、住民票上の住所島根県邑智郡美郷町浜原389番地１
債務者　澤田　明夫
１　決定年月日時　平成23年３月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月25日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第１４６号
静岡市清水区島崎町６番31号　長坂アパート３
債務者　関　　勝
１　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月18日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４８７号
大阪府豊中市上野坂１丁目14番６号
債務者　竹中　美麗（旧姓神原）
１　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５０号
静岡県牧之原市勝俣2137番地２
債務者　畑　　和朗
１　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９５１号
静岡県牧之原市勝俣2137番地２
債務者　畑　　和子
１　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１００号
静岡県藤枝市北方578番地の２、旧住所静岡市清水区松原町８番14―401号
債務者　荒木　秀明
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１７号
静岡市葵区腰越634番地の１
債務者　海野あゆみ
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１４４号
栃木県上都賀郡西方町大字本城418番地
破産者　有限会社荻原工業
１　決定年月日　平成23年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１２４９号
埼玉県川口市赤井２丁目４番７号
破産者　有限会社大榮運輸
１　決定年月日　平成23年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９２８号
埼玉県久喜市菖蒲町新堀519番地１
破産者　有限会社クイックデリバリー
１　決定年月日　平成23年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９８９号
さいたま市見沼区堀崎町1661番地　砂サンシャインシティ２番館１階１号
破産者　有限会社ウィルヘアー
１　決定年月日　平成23年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１号
大分県豊後大野市大野町中原418番地
破産者　有限会社安喜産業
１　決定年月日　平成23年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２２年（フ）第２０６号
群馬県高崎市昭和町３番地の１
破産者　株式会社ユキ
１　決定年月日　平成23年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第６７８号
埼玉県所沢市大字城974番地の６
破産者　有限会社アスカ畳工房
１　決定年月日　平成23年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２０年（フ）第１０４号
福岡県大川市大字郷原361番地
破産者　株式会社カグロックス
１　決定年月日　平成23年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２０年（フ）第１０６号
福岡県大川市大字郷原370番地
破産者　亡鐘ケ江勝俊相続財産
１　決定年月日　平成23年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
群馬県館林市大街道１丁目７番33号
破産者　有限会社茶楽
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１５９号
群馬県桐生市梅田町１丁目204番地の１
破産者　株式会社秀吉
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第６６７号
川崎市中原区上新城１丁目２番地３号
破産者　株式会社山栄商事
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係